

—農商工連携ファンド（基金）によって生じた運用益等を活用した助成金交付事業—

令和8年度ひょうご農商工連携事業助成金募集要項

1 目的

ひょうご農商工連携事業助成金（正式名称：ひょうご農商工連携ファンド事業助成金（以下「助成金」という。）は、兵庫県内の中小企業者等と農林漁業者との連携の促進及び地域経済の振興を図るため、魅力ある農業ビジネスの実現や市場のニーズに適応した新商品・新サービスの開発等の実現のために中小企業者等と農林漁業者の連携体が行き組む事業（以下「助成事業」という。）に対して、別に定める「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金交付要綱」に基づき、事業の実施に必要な経費の一部を助成するものです。

2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

3 応募資格

助成事業の対象者は、中小企業者等と農林漁業者の連携体※で、応募時に新商品の開発に取り組んでいる事業者又は令和9年3月までに取り組みを開始する予定の事業者とします。

※連携体とは、中小企業者等と農林漁業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う者のことをいいます。

4 助成対象者

助成事業の対象者は、兵庫県内の中小企業者等と兵庫県内に居住地又は所在地を有する農林漁業者の連携体とし、県税等の滞納がない者としてします。

また、連携体の代表者は、兵庫県内に事業所を有する中小企業者等又は兵庫県内に居住地若しくは所在地を有する農林漁業者のいずれかとします。

(1) 中小企業者等（別表参照）

- ① 兵庫県内に事業所を有する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項の規定に基づく中小企業者（みなし大企業及び農林漁業者を除きます。）

なお、みなし大企業とは以下のものをいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に所属している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- ② 兵庫県内に事業所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づくNPO法人で自ら事業を行う者（営利活動として実施する場合に限る。）等の中小企業者以外の者

(2) 農林漁業者

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項の規定に基づく農林漁業者のうち、兵庫県内に居住地又は所在地を有する者。ただし農業者耕地は兵庫県内であることが必要です。

〔別表〕

独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項の規定に基づく中小企業者

※1.資本金 2 従業員規模のいずれかに該当する者（個人事業主を含む）

	業種・組織形態	1.資本金	2.従業員
		（資本の額又は出資の総額）	常勤
資本金又は従業員規模が右記以下の場合対象	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	1億円以下	100人以下
	サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
	小売業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

組合 関 連	企業組合
	協業組合
	事業協同組合、事業協同小组合
	商工組合、協同組合連合会
	その他の特別の法律により設立された組合及びその他の連合会であつて、政令で定めるもの

5 助成事業

兵庫県が策定する「ひょうご農商工連携ファンド」支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）のめざす、魅力ある農業ビジネスの実現や、市場のニーズに適応した新商品・新サービスの開発等の実現のため、中小企業者等と農林漁業者の連携体が行き届く次に掲げる事業とします。ただし、同一事業について同一年度に国庫補助金及び県補助金を受けている又は受けることが決まっている場合は、本助成事業の対象とならないものとします。

- ①研究開発費：地域の農林漁業資源を活用した新商品の開発、新サービスの提供
- ②販路開拓費：研究開発にフィードバックするもの
（営業や販売は認めない。ただし、テスト販売は可。）

6 助成対象経費

助成対象経費は、事業の実施に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費とします。

区 分	内 容
研究開発費	①学識経験者等の専門家に対する謝金・旅費 ②原材料費 ③機械装置・工具器具費（試作開発のための購入・製造・借入費で、それらに付随する軽微な据付費を含む） ④委託費（加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費） ⑤産業財産権等取得費（知的財産権取得に要する弁理士等手続きに関する費用） ⑥その他事業実施に必要不可欠で助成対象として特定できる経費

販路開拓費	①試作品等出展のための展示会等の会場費、出展料 ②市場調査、技術コンサルタント料（外注に限る） ③試作品等のための広告宣伝費、DVD・ホームページ作成費（外注に限る） ④その他事業実施に必要不可欠で助成対象として特定できる経費
-------	--

対象経費の具体例

費 目 名	具 体 的 内 容	
学識経験者等の専門家謝金 (外注のみ)	○ 試作品開発に関する指導・助言を依頼した学識経験者等の専門家（大学教授等）に、謝礼または対価として支払われる経費 (留意事項) 金額が社会通念や行政機関の規程等に照らして著しく高額な場合には、その全額又は一部を助成対象経費から除外する場合があります。	
	対象外	<u>× 連携体の構成員を専門家とした支出</u> × 一般的な経営指導・コンサルタント活用に係る経費や、恒常的に依頼する顧問料 × 講師や委員等の飲食代 等
学識経験者等の専門家旅費	○ 学識経験者等の専門家の旅費	
	対象外	× グリーン車、ファーストクラス等の特別に付加された料金 × タクシー料金 × 出張に使用した車両の燃料代 × お車代 等
原材料費	○ 試作・開発に係る原材料費 (留意事項) 1) 試作・開発に必要な最小限の数量に限る(受払簿で管理)。 2) 発注予定価格が10万円以上(税別)の場合は、原則として二者以上から見積徴収により業者選定すること。 3) 連携体構成員からの原材料の購入については、市場価格と比べて妥当な価格であり、手間賃(人件費)を含まないこと。	
	対象外	× 事業者の通常の業務活動に係る原材料の購入 <u>× 販売商品の製造に係る原材料費</u> 等
機械装置・工具器具費	○ 試作・開発のための専用の用途であり、かつ、必要最低限の機械装置・工具器具の購入費用(単価50万円未満)およびリース・レンタル料 ○ 機械装置・工具器具費は、単価50万円(税抜)以上の場合は、リース・レンタルに限る。	
	(留意事項) 1) リース、レンタル料は助成期間内に係る分のみに限る。 2) 試作後に生産転用が可能な機械装置・工具器具をやむを得ず購入・製造・借入する場合、センターが別に算定した「リース相当額」を助成対象経費とする。 3) 発注予定価格が10万円以上(税別)の場合は、原則として二者以上から見積徴収により業者選定すること。	

		対象外	× 販売商品の製造を伴う機械装置・工具器具のリース、レンタル又は購入 × <u>連携体構成員間でのリース、レンタル、購入</u> × 汎用性の高い機械装置・工具器具、一般事務用機器、家電製品のリース、レンタル、購入 等
委託費 (外注のみ)	○ 試作品開発に係る業務（加工、デザイン、試作、実験、設計、試験検査、システム開発）を委託する場合に係る経費 （留意事項） 1）委託契約書を取り交わすこと。 2）発注予定金額にかかわらず、二者見積が必要。 二者以上からの見積徴収により業者選定すること。 ただし、公的機関に発注する場合を除く。	対象外	× <u>連携体構成員間での業務委託</u> × 委託契約書を取り交わしていない業務委託 等
産業財産権等 取得費 (外注のみ)	○ 知的財産権（特許、意匠権、商標権、実用新案等）取得に要する弁理士費用等	対象外	× 出願手数料、審査請求料、登録料 × 拒絶査定に対する審判請求料、訴訟費用 等

費 目 名	具 体 的 内 容		
試作品等出展 のための 展示会等の会 場費、出展料	○ 展示会等への出展料、参加費、運搬費 ○ 消費者アンケート等を行う場合の会場借上料 ○ 展示会参加・出展に伴う旅費 （留意事項）1）会場借上の場合は適正な価格設定であることを証明する必要 2）既存商品と並列して出展する場合や他企業との共同出展の場合、開発商品に係る経費のみが助成対象経費 3）展示会参加・出展等、目的・期間が明確に区別できる場合のみ、レンタカー利用に係る経費及び燃料費は助成対象経費		
	対象外	× <u>個別商談訪問に係る経費</u> × 営業活動に直接つながる経費 × 旅費でのグリーン車・ファーストクラス等の料金 × 旅費でのタクシーの利用料金 × 旅費での社用車・自家用車を利用した場合の経費 等	

市場調査、 技術コンサル タント料 (外注のみ)	○ 市場動向や消費者ニーズを把握するためのアンケート調査やヒアリング調査等に支払われる経費 ○ 市場調査に係る技術コンサルタント（技術士などの職能のある専門家） （留意事項） 1）委託契約書を取り交わすこと。 2）発注予定金額にかかわらず、二者見積が必要。 二者以上からの見積徴収により業者選定すること。	
	対象外	× 連携体や従業員によるアンケート実施に係る人件費、経費 × 経営コンサルタント。
試作品等のための広告宣伝費、DVD・ホームページ作成費 (外注のみ)	○ 販路開拓に必要なパンフレット等の作成費 ○ 商品化までのPRに限定したDVDやホームページ作成費 （留意事項） 1）外注のみ。 2）ホームページ製作費は単価50万円（税抜）以上の場合は、対象外。 3）発注予定価格が10万円以上（税別）の場合は、原則として二者以上から見積徴収により業者選定すること。 4）開発商品以外の商品が含まれるホームページ作成経費は開発商品に係る部分のみを案分すること。 5）作成物は保存用の2～3部を除き、事業期間中に全量配布すること。	
	対象外	× 商品の販売に係る広告宣伝費 × ネット販売に係るホームページ作成費 × 自社制作に係る機器購入費や人件費 × 従来の作成物の増刷

※源泉徴収については、原則、当該事業者において処理するものとし、「所轄の税務署へ納付した証拠書類等」を整備すること。

- (注) 1 機械装置・工具器具費は、単価50万円（税抜）以上の場合は、リース・レンタルに限る。ホームページ作成費は単価50万円（税抜）以上の場合は、対象外。
- 2 販路開拓費のみの申請は認めない。
- 3 助成対象経費には租税公課（消費税及び地方消費税等）を含めない。
- 4 上表記載の経費に該当するものでも、審査により対象外とすることができる。
- 5 販売については、以下の要件を満たす試作品のテスト販売(*)に要する経費のみ助成対象とする。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を助成事業に係る経費から差し引いて助成対象経費を算出するものとする。

(*) テスト販売とは、助成事業者が本事業で開発等を行った試作品を、①展示会等のブース、②助成事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、③第三者への委託などにより、限定された期間に、不特定多数の人に対して、試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。

(助成対象の要件)

- (ア) テスト販売の販売期間が概ね1か月以内となること。
- (イ) テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。(試作品の改良、販売予定価格の改定した場合を除く。)
- (ウ) テスト販売品には、「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること。
- (エ) 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

7 助成率

助成対象経費の3分の2以内とします。

8 助成期間

最初の交付決定日から最長、令和10年3月31日とします。ただし、助成期間外に行った事業や支払われた経費等は、原則、助成対象としません(今回募集の交付決定は令和8年4月1日を予定)。

なお、助成期間が2か年度にまたがる助成事業は、助成事業の交付決定日から令和9年3月までと令和9年4月以降のそれぞれについて申請書を提出し審査を受けなければなりません。また、助成事業は年度ごとに、その実績をセンターへ報告し、センターの実績確認を受けなければなりません。

9 助成限度額

助成事業に対する助成額の上限額は、助成期間を通じた総額で400万円以内とします。

10 助成事業の選定基準・審査

学識経験者等で構成する審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。

下記項目①～⑤に基づいて審査を行います。各項目の丸数字に記載されている内容を具体的に示す必要があります。

なお、審査等に当たっては、必要に応じて事前に現地調査、ヒアリング等を実施します。

①必要性

ア 商品等の開発に至る社会的背景

イ 開発する商品等のニーズ

②新規性・革新性・優位性

ア 開発する商品等の新規性・革新性

イ 類似商品等との差別化、競争優位性

ウ 連携体の強み

③市場性

ア 開発する商品等の市場占有シェア及びその根拠

イ 販路開拓の方法及び既存販路の活用方法

ウ 想定ユーザー・ターゲット（年齢・性別・地域等）

④実現可能性

ア 問題解決・目標達成の可能性

イ 助成期間内における実現可能性

⑤地域経済活性化への波及効果

ア 申請者、連携者への効果

イ 申請する助成事業による地域への波及効果や地域イメージ向上

11 選定案件等の通知

選定案件の決定後、申請者へは採択又は不採択の結果をセンターから通知します。なお、審査経過、選定結果の内容等についての問合せには応じません。

交付決定に当たっては、必要に応じて補正を命じることや、申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

12 交付決定後のスケジュール等

(1) 助成金の支払い

助成事業者は助成事業が完了したとき、完了日から30日以内に助成事業実績書等の提出を行います。なお、助成期間が2か年度にまたがる助成事業者は、初年度終了後30日以内にも助成事業実績書等の提出が必要です。

センターは実績確認し、交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者に対して助成金の支払いを行います（助成金は年度毎に中小企業者等と農林漁業者の連携体の代表者へ一括交付）。

(2) 公表

助成事業は、原則、連携体の構成者名、事業名、事業概要、企業概要、事業進捗状況等について公表するものとします。

(3) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の10年間を限度として、事業目標の達成度、売上高、収益等について、報告するものとします。

〔事業目標〕

① 短期目標

助成対象者の30%以上が、助成金交付後3年以内に事業化（＊）すること。

＊「事業化」とは「開発した新商品についての売上が計上されること」をいう。

② 長期目標

事業終了後5年以内に70%の事業者が補助金申請時に定めた目標（売上など）を達成すること。

13 応募方法

(1) 受付期間

令和7年9月1日（月）から10月31日（金） 最終日 16時必着

(2) 申請に必要な書類

① 申請書類チェックリスト

② ひょうご農商工連携ファンド事業助成金交付申請書（別記第1号様式）

③ 助成事業計画書（申請書添付書類様式1-1、1-2）

④ 収支予算書（申請書添付書類様式2）

⑤ 申請者及び連携体の概要（申請書添付書類様式3）

⑥ 申請者が法人の場合：商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（提出が必要な者：申請する連携体事業者全員）

⑦ 兵庫県税の「納税証明書（3）」

（提出が必要な者：申請する連携体事業者全員）

⑧ 申請者が法人の場合：ア 定款

イ 最近2カ年の「財務諸表の写し（決算書と法人税申告書）」

申請者が個人事業者の場合：最近2カ年の「所得税の申告書の写し」

（提出が必要な者：申請する連携体代表者のみ）

⑨ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（申請書添付書類様式3-2）

⑩ その他（事業計画の内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等必要書類）

(3) 提出先

申請に必要な書類をセンターへ持参又は郵送により提出してください（申請様式はセンターホームページからダウンロード可）。なお、提出された書類は返却しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合、不備により受付できない場合などがあるため、できるだけ申請書提出前にご相談ください。

センターの受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時（最終日は16時）。

14 問合せ・提出先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階

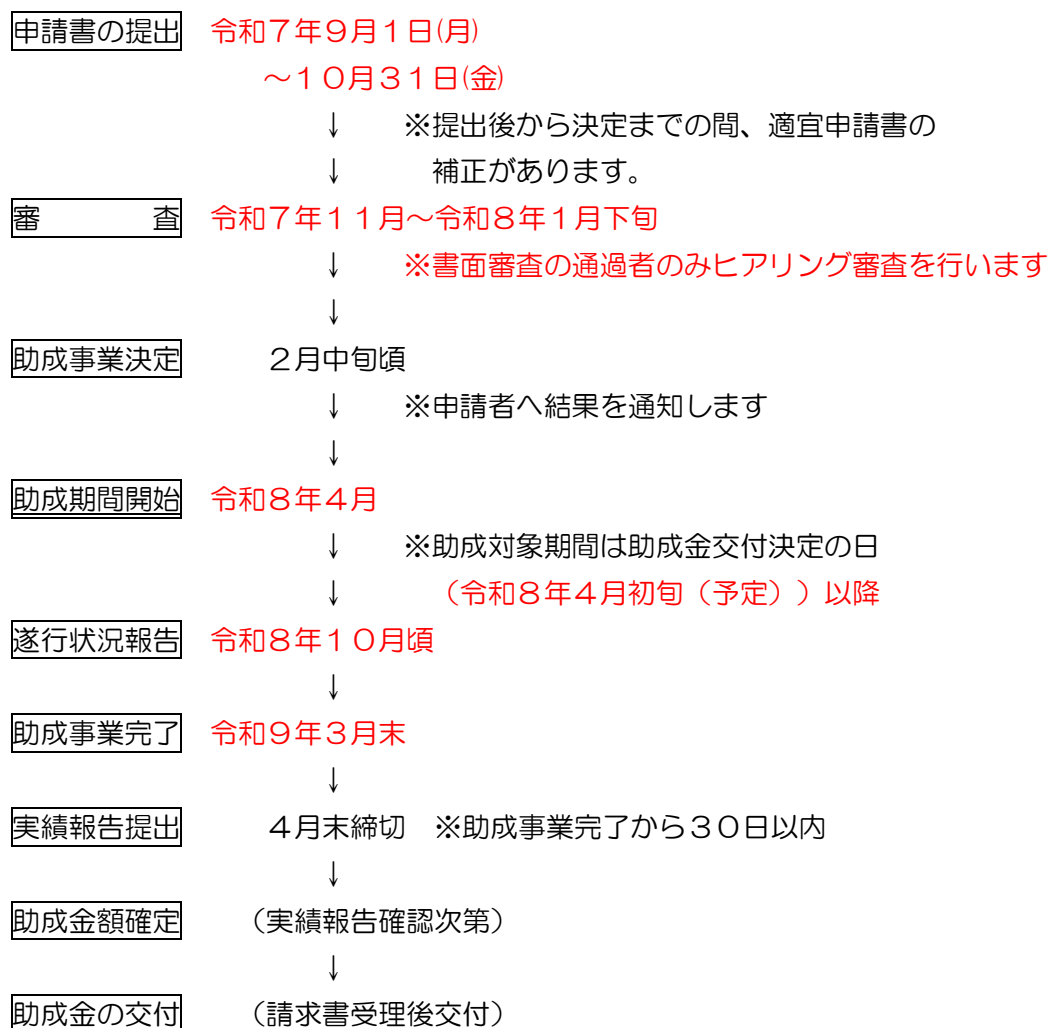
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112

E-Mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

[URL] <https://web.hyogo-iic.ne.jp/torihiki/renkeifund>

15 参考：助成金交付までの流れ（予定）



※2か年度にまたがる助成期間となる場合は、年度毎に上記の申請・報告等が必要となります。

申請書式

- ① 申請書類チェックリスト
- ② ひょうご農商工連携ファンド事業助成金交付申請書（別記第1号様式）
- ③ 助成事業計画書（申請書添付書類様式1－1）
中期収支計画（申請書添付書類様式1－2）
- ④ 収支予算書（申請書添付書類様式2）
支出明細書（申請書添付書類様式2にかかる参考様式）
- ⑤ 申請者及び連携体の概要（申請書添付書類様式3）
- ⑥ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（申請書添付書類様式3－2）

【参考】申請書記載例